

全ト協発第243号（環・適）
令和7年8月27日

各都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 寺岡 洋一
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

平素は、当協会の業務運営にご協力賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長、安全政策課長、自動車整備課長の連名にて、『「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について』別添のとおり通知がありました。

本件につきましては、国土交通省より令和7年4月30日付け「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示について」が公布され、事業者間遠隔点呼と業務前自動点呼が実施可能となったことに伴う一部改正となっております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴協会傘下会員事業者へ周知いただきますようよろしく願いいたします。

記

○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業安全規則の解釈及び運用について（国土交通省 HP）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/construction.html>

以上

【本件問い合わせ先】

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 TEL03-3354-1045

国自貨第235号の2
国自安第47号の2
国自整第95号の2
令和7年8月7日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第235号の2
国自安第47号の2
国自整第95号の2
令和7年8月7日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第235号
国自安第47号
国自整第95号
令和7年8月7日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 安全政策課長
貨物流通事業課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成14年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。